

## 4 はすだ男女共生プラン策定委員会設置要綱

(平成17年4月15日)  
最終改正：平成27年9月11日

(設置)

第1条 蓮田市における男女共同参画社会を実現するための諸施策を検討する組織として、はすだ男女共生プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「はすだ男女共生プラン」の策定に関し、必要な調査及び協議を行い、その結果について市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 知識及び経験を有する者
- 二 関係機関及び各種団体から推薦を受けた者
- 三 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、プランの策定が完了するまでとする。

- 2 委員が委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し、議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼は、その職務遂行に対し、予算の範囲内で支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

## 5 はすだ男女共生プラン策定委員会委員名簿

役 職	委員名	区 分	
	勝浦 敦	1号委員 (知識及び経験を 有する者)	市 議 会 議 員
会長	下田 ナカ		民 生 児 童 委 員
副会長	志村 美奈		人 権 擁 護 委 員
	岩崎 恵子		社 会 教 育 委 員
	山本 友紀	2号委員 (関係団体の代表者)	愛 育 会
	菅野由紀子		子育てネットワークハスタ
	爪川美枝子		国 際 文 化 交 流 会
	酒井めぐみ	3号委員 (公募による市民)	公 募

## 6 はすだ男女共生プラン2025の策定の経過

日 付	事 項
平成27年 3月17日	蓮田市男女共同参画行政推進会議 ・はすだ男女共生プランの各課進捗状況の調査
11月27日	第1回はすだ男女共生プラン策定委員会 ・プラン策定に係る市民意識調査について
12月10日 ～12月28日	意識調査実施 （市内在住1,000人、20歳以上に発送）
平成28年 1月27日	第2回はすだ男女共生プラン策定委員会 ・意識調査の結果について ・プラン（素案）について ・パブリックコメントについて
2月15日 ～ 2月29日	パブリックコメント
3月 3日	第3回はすだ男女共生プラン策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・プラン（案）について
3月28日	第4回はすだ男女共生プラン策定委員会 ・プランの提言

## 7 用語集

---

### さ 行

#### ■ジェンダー・ハラスメント（初出：15ページ）

社会通念や習慣の中で、社会的、文化的につくられた「男らしさ」、「女らしさ」や「男のくせに」、「女のくせに」といった性差概念にもとづいた差別や嫌がらせのことをいいます。

#### ■セクシュアル・ハラスメント（初出：15ページ）

相手の意に反した、不快に感じる性的な意味合いを持つ言動を相手に強いることをいい、相手が望まない性的関係を迫ったり、不必要に身体に触れたり、あるいは相手が困惑するような性的な写真を見せたり、文章を読ませたりするなどの行為をいいます。

### た 行

#### ■男女共同参画社会（初出：1ページ）

1999年（平成11年）に制定された男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

#### ■デートDV（初出：35ページ）

結婚前の恋人間で起こるDVのことをいいます。

#### ■DV（初出：9ページ）

ドメスティック・バイオレンスの略で「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（身体的・精神的・肉体的・経済的）」のことをいいます。

### な 行

#### ■二次被害（初出：36ページ）

被害者から相談を受けた家族や友人、支援者などの本来であれば加害者のよき理解者となって味方になるべき人たちが、暴力について十分理解していなかったり、被害者の話をきちんと聞かないで判断したりすることにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうことをいいます。

## ま 行

### ■マタニティ・ハラスメント（初出：15ページ）

女性が妊娠や出産を原因とする肉体的、精神的な嫌がらせや職場での不利益な取扱いをいいます。

## ら 行

### ■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）（初出：32ページ）

女性が生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な健康を享受する権利をいいます。子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものです。

## わ 行

### ■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（初出：6ページ）

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事」と子育てや家庭、地域活動など「生活」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることです。

---

# はすだ男女共生プラン 2025

平成28年3月

発行／蓮田市

編集／蓮田市 総務部 庶務課

〒340-0193 埼玉県蓮田市黒浜2779-1

TEL 048 (768) 3111 FAX 048 (765) 1700

---